

令和2年6月3日

笠岡市長 小林 嘉文 殿

笠岡市議会議長 藤井 義明

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言が解除されましたが、未だ不明な点の多い感染症であり、今後も予断を許さない状況です。

しかし、現時点では、外出自粛の緩和等を行いながら、感染拡大の予防を想定した「新しい生活様式」の定着を前提に、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく必要があります。

そのため、市民が安心して生活できるよう感染に関する情報提供・情報共有を行い、的確な感染防止対策と社会経済活動の維持を図る施策を講じていただきますよう別紙のとおり要望いたします。

政策部

1. 国、県及び笠岡市の新型コロナウイルス対策に関する情報をわかりやすく、正確かつタイムリーに情報発信を行い、市民に周知徹底すること。
「緊急市政だより」の発行の検討、国の方策に対する応対窓口の創設、便乗詐欺の未然防止に向けた周知徹底、対策本部の情報の更新頻度・配布頻度の向上を図り、市民の不安を取り除くよう努めること。
2. 市の指定管理・委託する施設等での労働者の雇用、賃金等の補償をするよう事業受託者へ指導すること。
3. 感染症対策地方創生臨時交付金制度の実施計画を早急に策定すること。

危機管理部

1. 新型コロナウイルス感染症に対する執行部・議会・市民の共通理解と協力体制の構築を図り、新型コロナウイルス感染症対応の段階的な対処マニュアルの作成を行うこと。
新型コロナウイルス感染が疑われる場合や新型コロナウイルス感染症発生時の対処マニュアルの作成、新型コロナウイルス対策室の新設による感染拡大への備えと災害も想定した防災計画の策定、市民への情報開示、緊急事態経過後の一連の振り返りと今後の感染症第2波、第3波に備えた検査体制の強化、システム化のための計画の見直しを図ること。
2. 市民にわかりやすいワンストップ窓口の設立を行うこと。
市民、事業者、学校、幼稚園、病院などに対して、コロナ禍での不安や情報の洩れが無いようその対応窓口を早急に立ち上げること。
3. 自然災害を含めた感染拡大防止に向けた分散避難場所の指定とこれらに見合う備品の確保、地域への配布。
自然災害が発生した場合の対応と避難所での「三密」対策クラスター（感染者集団）防止対策を実施できる準備をしておくこと。近隣ホテル施設など活用できるよう要請すること。
4. 感染防止対策（三密の防止、県外への不要不急の外出自粛、マスクの着用）の徹底継続を勧めること。

感染防止対策の一層の強化を図るとともに、公共施設等での感染予防対策の継続、感染者への風評被害防止策の検討、感染疑いの避難用住宅またはそのための補助金制度の設定を行うこと。

5. 市民の暮らしへの影響に関する実態調査を実施すること。

総務部

1. 特別定額給付金の速やかな支給と申請率向上を図ること。
2. 財政調整基金、各事業の不用額を活用して感染症対策への財源に充当すること。
3. 市職員の感染時における BCP 対策を備えること。
4. 事業者への家賃補助や固定資産税減免、市税、公共料金等の納入期限延長などの市独自の支援策を講じること。

市民生活部

1. 新型コロナウイルスの感染源となり得る使用済みマスクの取り扱いの周知徹底を行うこと。

一般市民だけでなくごみを回収する自治体の職員や廃棄物処理業者の安全を守るために使用済みマスクを家庭でどう処分すればよいか、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかり縛って封をする」「捨てた後は手を洗う」の3点を心掛けるよう市民に周知徹底すること。
2. 新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する適切な支援を行うこと。

新型コロナウイルスの影響でDVの増加や深刻化が懸念されている中、DVから必死の想いで逃げてきた被害者をたらい回しにすることなく速やかに保護されるよう万全の体制を整えること。

健康福祉部

1. 井笠圏域でのPCR検査場所の設置及び迅速なPCR検査の受診体制の整備の

要請を関係機関に行うこと。

2. 要介護者の緊急入院措置の設定を行うこと。
3. 医療従事者へのケア対策を早急に行うこと。
医療崩壊を防ぐために、医療従事者の安全確保とメンタルサポートも含めた適切な支援を整えること。
4. 速やかな検査の受診体制の整備，強化を図ること。
感染症発症時の市内各病院での連携マニュアルの作成を行う中，市内の医療機関への発熱外来の設置の要請を行うこと。
5. 就労支援施設への経済対策，利用者の工賃への支援を行うこと。

こども部

1. 本年度出生児への市独自の給付金の支給をおこなうこと。
2. 妊婦に寄り添った相談体制の充実や生活支援を行うこと。
3. ひとり親世帯への児童扶養手当の加算をおこなうこと。
4. コロナ禍での児童虐待事例報告件数の状況把握を行い，その防止に努めること。

建設部

1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により住居の確保が困難となった市民に市営住宅を提供すること。

産業部

1. 市内飲食店へのテイクアウト支援策の実施を行うこと。
活用できる市内限定優待補助券の発行，売上減少によるテイクアウトに切り替えた場合の10万円の支給など市独自の経済支援策を早急に講じること。

2. 市内事業者の経済的な影響調査とプレミアム商品券発行を行うこと。
市内業者・企業の営業被害の調査を行い、市内小売業・飲食業支援のためのプレミアム商品券発行を中心とした市独自の支援策を早急に行うこと。
また、県交付金の笠岡市への分配分の活用内容を開示し、その実効性を市民に明らかにすること。
3. 市内事業者へのテレワーク推進支援策の検討を行い、推進を図ること。
4. 持続化給付金、休業要請支援金、生産性・おもてなし向上推進事業補助金制度の周知徹底、相談窓口の設置を行うこと。
5. 事業者の暮らし・経営への影響に関する実態調査を行うこと。

市民病院

1. 市内病院での感染症対応状況の情報提供を調査報告すること。
2. 市民病院職員の感染時に備えたBCP対策を講じること。
3. 井笠圏域でのPCR検査場所の設置を行うこと。

教育委員会

1. 国の支給支援策に応じた市内在住の困窮学生の把握を行い、そのサポートを講じること。また他府県で生活する市内出身学生への無利子支援金貸付を行うこと。
2. 学校再開時の三密対策などの感染防止への取り組み、教育現場の実情にあわせた柔軟な感染症対策を行い、感染防止に努めること。
3. 休校解除後も自主的に登校を控える児童生徒への学びの保証。
4. 学習格差が生じないようなインターネット環境の整備、進学希望の子どもへの対策、学校でのオンライン授業の充実を図ること。
5. 学年の未学習部分の余裕を持った学習（年度内消化だけでなく）を実施す

るなど感染症の影響による学びのひずみの早期回復を図ること。

6. コロナ禍での不登校生徒の状況把握及びサポートを講じること。
7. 発達障害のある児童生徒への個別支援計画に基づく適正な学びを担保すること。
8. 図書館・図書室での本の貸し出し業務にあたって安全面の確保を十分に行うこと。